



「労使間の取扱いに関する協約」の 改訂に関する申し入れ

申2号

JR東労組は、「労使間の取扱いに関する協約」の改訂に関する申し入れ」の団体交渉を8月27日、9月6日の2日間行い、全25項目の議論を終えました。

全25項目について団体交渉での議論を終了

1. 「労使間の取扱いに関する協約」の改訂について、労使合意を前提とし、組合活動への支障や便宜供与の低下等、JR東労組にとって不利益が発生することがないようにすること。また、協約の目的達成のために、真摯に議論に向き合い協約締結に向け鋭意議論すること。

《組合の主な主張》「労使間の取扱いに関する協約」の改訂は、労使合意が大前提であり、協約に定められた便宜供与や正当な組合活動の権利が奪われ不利益な扱いとなる改訂は認めることが出来ない。また、協約を一部改訂する場合は、その必要性やこの間の経緯・経過に踏まえた納得感があるものでなければならない。

議論に当たり、不利益変更や組合活動への介入はなく、合意に向けて労使議論を尽くしていくことを確認

《会社の主な回答》不利益の変更の意図は当然ない。組合活動への介入、弱体化といった意図はない。会社の変化が生じ、実態に即していないもの、時代の変化に合わせた変更を改訂項目として示した。すべての項目ですべて納得いくために、議論を尽くしていく中で最大限取り組む。

—『業務部速報 No.8(別紙)』を活用し、職場での議論を行おう！

団体交渉の詳細は、組合員向けに労使議論のポイントをまとめた『業務部速報 No.8 (別紙)』を発行します。「労使間の取扱いに関する協約」は、JR東労組が組合活動を行う上で必要な便宜供与や勤務時間内の組合活動の取り決めのみならず、労使協議の在り方も定めた非常に重要な協約です。さらに、今回の交渉では、組合員の権利である苦情処理、簡易苦情処理においても議論を行っていますので、『業務部速報 No.8 (別紙)』を活用し、職場での議論をお願い致します。

JR東労組は、申2号の労使議論を組織内で議論し、「労使間の取扱いに関する協約」の締結に向けて、労使議論を継続していきます。